平成２５年（フ）第６６８号
兵庫県尼崎市三反田町１丁目12番３号
債務者　宿久　和美
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳山　育弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２８１号
埼玉県川口市青木４丁目16番７号　鈴木荘１号
債務者　高橋　奈巳
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柿沼　佑一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４９２号
埼玉県川口市戸塚東３丁目30番13号、旧住所埼玉県川口市戸塚東３丁目28番20―507号
東川口第４サニーコート
債務者　木幡　進一
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨澤　幸弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５３８号
埼玉県蕨市錦町５丁目２番７号　蕨ハイツ202号
債務者　藤井　弘行
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野崎　　正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５３５号
埼玉県朝霞市岡１丁目13番55号　エクセル・クリハラ103号
債務者　沼間　陽子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　　進
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８３号
愛知県尾張旭市北山町北新田118番地１　ピネ北山201号
債務者　金城サービスこと　金城　秀幸
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤歌奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３４６号
愛知県春日井市弥生町２丁目121番地２　ヤヨイホーム201号
債務者　鈴木　　淳
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　有紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７３号
京都市伏見区日野野色町66番地９　ソレイユ野色102号
債務者　佐々木康介
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茶木真理子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４３号
堺市堺区住吉橋町１丁２番２―301号
債務者　中川美智子（旧姓山村）
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末井　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２５１号
大阪府富田林市清水町１番13号―403
債務者　榎本　安宏
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂川　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４０６号
埼玉県行田市谷郷３―９―68、住民票上の住所埼玉県行田市大字持田932番地
債務者　中村　壽成
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十川剛俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３８３号
旭川市東光12条１丁目２番４号　アスティ12202
債務者　菅野　真治
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　雄樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８６号
北海道深川市開西町２丁目２番８号
債務者　倉澤　哲雄
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑地　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８８６号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町１丁目151番地
債務者　小原　英也
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若山　哲史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５号
北海道紋別郡雄武町字幌内249番地
債務者　工藤　光治
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６号
北海道紋別郡雄武町字雄武1469番地の２
債務者　熊谷　知之
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５０６５号
大阪市淀川区木川西４丁目１番38―404号
債務者　良川　有弘
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　芳晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部